

はしがき

数年前に比べて、家族信託についての書籍は数多く世に出されており、また新聞やテレビなどでも頻繁に取り上げられてきていることから、世の中の認知度も高まってきています。

全国公証人連合会が2019年10月に発表した数字によると、統計をとり始めた2018年における信託契約公正証書の作成は、全国で2,223件にのぼりました。

その後、コロナ禍で対面での面談等が難しい環境においても2019年は概ね2,800件、2020年は概ね3,000件と前年よりもその利用は増えています。信託の認知度が高まっていることからすると、その数字は今後ももっと増えていくものと思われます。

これまで、家族信託は認知症対策に使えるということで急速に広まってきたましたが、その広まりの中では、「どのような形で契約書を作ればいいのか」とか、「どのようにすれば信託口座が開設できるのか」という、家族信託のスキームを構築する多くの専門家の関心事となっていました。

もちろん、正しい仕組みを作ることは非常に大切なことなのは言うまでもありません。

しかしながら、家族信託という仕組みを作ることがゴールなのではなく、その作った内容が当初の想定どおりに正しく動いていることが非常に大切です。場合によっては、信託目的達成のために当初の内容を変更しないといけないこともあるかもしれません。また、組成した内容が当初の目的を達成した場合には無事に終了できること、終了時には当初の想定どおりの資産の承継ができるなども大切です。

今後は家族信託の組成のみならず、その信託の終了の場面や途中の変更というものについても目を向けていかないといけません。

本書では、まだまだ議論の少ない部分である信託の「変更の実務」および「終了の実務」について、現時点における状況を整理しながら執筆しました。

本書の構成としては、第1章で、信託の変更・終了についての概論という形で、法務・税務・登記の面からの留意点を説明しています。そのうえで、第2章では事例ごとの注意点を、実際の契約書の内容などを踏まえながら解説しています。そして、第3章では、信託の変更・終了についてよくある質問をまとめてみました。

もちろん、そこでの記載は現時点でのものになるため、今後変更になる部分や新たに裁判例等が集積されることで考え方方が変わるものもあるかもしれません。ただ、「こういうことを考えないといけない」という問題点の指摘をすることを通じて、信託の変更や終了のときに気を付けないといけない点についての問題意識が生まれるように工夫しています。

本書が家族信託に取り組む専門家の方々の参考になれば幸いです。

最後になりますが、今回の書籍の出版にあたり企画段階から最後までお世話になりました日本法令の大澤有里様、本書の作成にあたり実際の事例の提供なども含めて協力していただいた福村雄一先生をはじめ、事例に基づく契約書の提供にご協力いただいた専門家の方々に感謝を申し上げます。

2021年12月

著者 菊永 将浩（弁護士）

成田 一正（税理士）

本多 寿之（司法書士）

目 次

第1章 概 論

法務面からの検討	12
第1 信託の変更について	12
1 変更の実務にあたり	12
2 信託の変更とは	12
(1) 信託の変更	12
(2) 信託の変更についての定めを置く際の留意点	14
3 信託の変更の限界	16
●コラム1 信託の変更に関する別段の定めと信託法の適用の関係	17
第2 信託の終了について	18
1 信託の終了とは	18
2 信託の終了事由について	19
(1) 実務でよく見る終了事由	19
●コラム2 信託の期間について	19
(2) 信託法の定め	20
(3) 信託の終了事由をめぐる実務上の論点	21
●コラム3 信託の終了に関する別段の定めと信託法の関係	24
●コラム4 信託の終了事由に関する裁判例等の紹介	27
3 信託の終了と清算について	29
(1) 清算の概要	29
(2) 検討すべき点	29
(3) 遺言の執行との異同	31
4 信託財産の帰属（残余財産受益者と帰属権利者）	31
(1) 残余財産受益者とは	32

(2) 帰属権利者とは	32
(3) 両者の違い	32
(4) どちらの仕組みが多く使われているか	33
(5) 遺言で帰属権利者を指定できるか	33
●コラム5 信託の終了により受益権は消滅するのか？	33

登記面からの検討	34
-----------------	----

第1 信託の変更と登記	34
--------------------	----

1 はじめに	34
2 信託目録の変更登記について	35
(1) 委託者または受益者の表示の変更	35
(2) 受益権の譲渡による受益者の変更	35
(3) 委託者の地位が新受益者に移転した場合の委託者の変更	36
(4) その他、信託条項の変更	37
(5) 信託の変更の登記の省略	37
3 受託者の変更について	38

第2 信託の終了、残余財産の帰属と登記	39
----------------------------	----

1 信託の終了と登記	39
(1) 信託の終了時	42
(2) 受託者による清算事務（帰属権利者等への残余財産の給付）	43
(3) 清算結了	44
2 残余財産の帰属に関する登記	46
(1) 帰属権利者等の定め方との関係	46
(2) 受益者の死亡により終了した信託で、受託者が残余財産の帰属権利者となる場合の登記	52

税務面からの検討	60
-----------------	----

第1 信託課税の基本	60
-------------------	----

1 信託課税の考え方	60
------------------	----

(1) 信託課税のカテゴリー	60
(2) 受益者等課税信託	61
(3) 集団投資信託等	62
(4) 法人課税信託	62
2 受益者等課税信託の課税の概要	62
(1) 考え方	62
(2) 財産移動の基本的な課税関係	63
(3) 信託終了時の受益者等と残余財産の帰属者が同じ場合	63
(4) 信託終了時の受益者等と残余財産の帰属者が異なる場合	63
(5) 受益者等の変更があった場合	64
3 受益者等課税信託と法人課税信託の接点	
(受益者等が現に存在しない場合)	65
4 受益者等課税信託のまとめ	66
(1) 信託財産に属する資産および負債ならびに収益および費用の帰属	66
(2) 受益者等の範囲	66
(3) 信託財産に帰せられる収益および費用の帰属時期	66
(4) 受益者等が複数いる場合	66
(5) 所得の計算	67
(6) 資産の移転	67
(7) 受益権の譲渡	67
(8) 信託損失	67
(9) 申告書の添付書類	68
第2 相続税・贈与税関係	68
1 信託に関する特例	68
2 旧受益者から新受益者への受益権の移動の場合（相法9の2②）	69
(1) 受益者等に移動があった場合	69
(2) 信託の受益者等が存するに至った場合	70
(3) 信託が終了した場合を除くとしている点への留意	70
3 一部の受益者等が存しなくなった場合（相法9の2③）	71

(1) 一部の受益者等が存しなくなった場合	71
(2) 利益の移動が新たに起きた場合	71
4 受益者等の存する信託が終了した場合（相法9の2④）	73
(1) 原 則	73
(2) 信託が合意等により終了した場合	74
5 資産および負債の承継（相法9の2⑥）	75
第3 受益者連続型信託に関する特例	77
1 受益者連続型信託の定義	77
2 受益者等課税信託の課税	78
第4 信託の事務	78
1 受託者の事務	78
2 信託効力発生時	79
3 信託期間中	79
(1) 受託者の事務①	79
(2) 受託者の事務②	80
4 信託終了時の受託者の事務（清算受託者の事務）	80
第5 特定委託者について	84
1 特定委託者とは	84
2 特定委託者にならないようにする方法	85
(1) 要件1（変更権限）との関係での検討	85
(2) 要件2との関係での検討	86
3 まとめ	86
第6 家族信託の終了とそれに伴う税務の問題点	87
1 家族信託の終了と相続税法の建て付け ～相続税法9条の2第4項の解釈 (受益者等の存する信託が終了した時に贈与または遺贈により取得 したものとみなす場合)	87
(1) 内 容	87
(2) 適用を受ける者	88

2 相続税の債務控除の適用にあたっての留意点	88
(1) 債務の確実性と債務控除	88
(2) 実務上の債務控除にかかる検討	89
(3) 受益者連続型信託とするという工夫	90
3 その他の特例に関して	90
(1) 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例 (小規模宅地等の特例)	90
(2) 夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除	92
(3) 配偶者の税額の軽減	93
(4) 信託終了に関する相続税法上の規定内容	93

第2章 事例別の検討

事例1 認知症対策	98
第1 事例の概要	98
第2 信託組成時の依頼者の要望および信託の内容	98
第3 信託契約書	99
◆不動産管理等信託契約書	99
第4 本契約書についての検討	105
(1) 本契約書についての気付き	105
(2) 全体についての検討	105
(3) 個別の条文ごとの検討	106
第5 信託の終了をめぐる検討	111
1 信託終了時の財産の帰属について（不動産）	111
(1) 法務の観点からの検討	111
(2) 登記の観点からの検討	112
(3) 税務の観点からの検討	119
●コラム6 家族信託と居住用不動産（空き家）譲渡の特例	120

●コラム7 配偶者居住権と信託	122
2 信託終了時の財産の帰属について（金銭）	126
（1）法務の観点からの検討	126
3 信託契約の変更について	127

事例2 親なき後対策	128
-------------------	-----

第1 事例の概要	128
第2 事例における対応	129
第3 信託契約書	130
◆ケース1 不動産および金銭管理信託契約書	131
◆ケース2 不動産および金銭管理信託契約書	139
第4 本契約書についての検討	147
第5 信託の終了時の留意点について	155
第6 その他	156
●コラム8 遺贈寄付について	158

事例3 事業承継対策（自社株信託）	161
--------------------------	-----

第1 事例の概要	161
第2 信託契約書	162
◆株式信託契約書	162
第3 本契約書についての検討	167
（1）本契約書についての気付き	167
●コラム9 株式会社の議決権と財産評価	169
（2）本信託の終了における問題点	173
●コラム10 株主名簿と法人税別表2の株主等の明細の関係	176
（3）その他	177
●コラム11 信託財産である株式をすべて売却しても 信託は続くのか？	178

第4 その他	179
(1) 遺留分、相続税の検討	179
(2) 議決権の行使主体	180
(3) 会社が使用している不動産について	180
第5 まとめ	180
●コラム 12 株式信託一般論としての注意点	181

第3章 信託の変更・終了に伴うFAQ

Q 1 信託契約の変更と登記	184
Q 2 信託内容の変更と目録の追加	185
Q 3 信託内容の変更と金融機関	187
Q 4 受託者単独による変更	188
Q 5 信託終了時に必ず行う事務	189
Q 6 信託終了時における専門家の関与の仕方	192
Q 7 清算受託者について	193
Q 8 複数委託者と契約本数	194
Q 9 信託終了の実例数	195
Q 10 信託口座の解約	196
Q 11 終了に伴う登記手続	197
Q 12 残余財産の帰属と遺産分割協議	198
Q 13 後継受託者不在信託	199
Q 14 帰属権利者と残余財産受益者の異同	200
Q 15 後継ぎ遺贈型受益者連続信託と30年ルール	201

凡　例

【法令等】

信法	信託法
信業法	信託業法
会法	会社法
不登法	不動産登記法
不登令	不動産登記令
商登規	商業登記規則
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
相法	相続税法
相令	相続税法施行令
相規	相続税法施行規則
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
登免法	登録免許税法
所基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
相基通	相続税法基本通達

【条・項・号の略について】

条……算用数字

項……マル付き数字

号……漢数字

例) 信託法第 21 条第 2 項第 4 号 ⇒ 信法 21 ②四

第 1 章

概 論

本章は、まず信託の変更・終了に関する概要について、法務面からの説明をし、その後に登記面、税務面からの説明を行っていきます。

○○ 法務面 からの検討

第1 信託の変更について

1 変更の実務にあたり

信託契約書に関する法律上の問題点や実務上の問題点についての議論の蓄積は年々進んできており、数年前にはその時点で最善の契約書と考えて作っていたものが、今になってみると検討が漏れていたということなどは起こり得ると思います。

そうなった場合には、信託契約の内容を見直すことで新しい内容に変更するのが最も良い形になると思いますし、信託の組成に携わった専門家としても、可能であればそのような対応をとるのが望ましいと考えられます。

また、ないことが望ましいのですが、当初の信託契約書の定めに誤りがあった場合にも正しい形に修正しておくことが必要となる場合もあるかもしれません。

もっとも、実際に信託の変更をしたことがある専門家は少ないと思われますので、以下では、信託の変更とはどういうものなのかについて説明していきます。

2 信託の変更とは

(1) 信託の変更

信託の変更については、信託法149条以下に定めがあります。本稿では、信託契約を前提に、実務上重要な定めである149条を

中心に解説していきます。

信託の変更とは、その名のとおり、委託者と受託者の間で締結した信託契約を変更することです。

契約全般に当てはまるのですが、よく一般の方から、「一度結んだ契約は変更できないのでは」という質問を受けることがあります。そんなことはありません。契約というのは、基本的には合意により変更できるものです。

そして、信託法149条においては、おおむね次のような場合に信託の変更ができる旨を定めています。

- ① 委託者、受託者、受益者の合意（1項）
- ② 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者および受益者の合意（2項1号）
- ③ 信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面または電磁的記録によってする意思表示（2項2号）
- ④ 受託者の利益を害しないことが明らかなとき 委託者および受益者から受託者への意思表示（3項1号）
- ⑤ 信託の目的に反しないことおよび受託者の利益を害しないことが明らかなとき 受益者から受託者に対する意思表示（3項2号）

信託契約は、委託者と受託者の間での契約により効力が生じますが、その法律上の効果が受益者に及ぶ仕組みになっています（信法88参照）。

そこで、当初は委託者と受託者のみで契約が交わされた場合であっても、その変更においては、委託者と受託者のみならず受益者の合意も要する形になっています（①の場合）。

信託法は、様々なパターンを想定して信託の変更の要件を定めて

います。なお、委託者が現に存しない場合においては、信託法149条の5項に定め（読み替規定）を置いています。

もっとも、信託法149条4項は「前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」と規定しているとおり、信託の変更について信託契約の中で別段の定めを置くことを許容していますし、実際に見る信託契約書では変更に関する定めを置いているものが多く見られます。

実務家としては、信託契約書を作成する場合において信託の変更に関する定めを置く際には、信託法の定める内容をしっかりと理解したうえで、別段の定めを置くことが必要かどうか、などを検討することが必要になります。

その他、信託法150条は、「特別の事情による信託の変更を命ずる裁判」に関する定めを置いています。いわゆる「事情変更の原則」を明文化したもので、例えば、急激なインフレが進んで、当初予定していた受益者への給付では受益者の生活が維持できないような場合に、裁判所に申し立てることで信託の変更命令を出してもらうという仕組みとなっています。

（2）信託の変更についての定めを置く際の留意点

① 委託者兼当初受益者の判断能力について

信託の変更について、どのような規定を置くかというのは一律には決められません。信託の内容によっては、今後変更を予定しないものもありますし、逆に今後の状況を踏まえて変更を加えていかないといけないものもあります。

そのときに注意したいのは、委託者兼当初受益者の判断能力についてです。

例えば、「信託の変更は委託者と受託者の合意による場合に限り可能」という定めを置いた場合を考えてみましょう。この場合、委託者が判断能力を喪失してしまった場合には、法律行為はなし

得なくなります。その結果、信託契約の変更ができない、ということになります（なお、上記の定めを置いた場合には、いろいろな考え方がありますが、信託法の適用を排除しているという考え方を取ると、上述2(1)に定めるその他の手法による変更もできません）。

このような場合に、成年後見人を置いたら変更できるという意見もありますが、本人の意思を踏まえた変更ということを成年後見人がなし得るのか等、難しい問題も生じ得ます。

委託者兼受益者の判断能力が厳しくなってきているときには、そもそも信託の内容に変更を加えなくてもよいようにする工夫が必要だと思われますし、それが難しい場合には、後述のとおり、受益者代理人を置くことなども検討をする必要があります。

② 受益者代理人について

受益者が判断能力を喪失してしまうことに備えて、受益者代理人を置くというのは一つの解決策になります。ただし、次の点には注意が必要です。

信託法139条は4項に次のような定めを置いています。

「4 受益者代理人があるときは、当該受益者代理人に代理される受益者は、第92条各号に掲げる権利及び信託行為において定めた権利を除き、その権利を行使することがない」

よって、単に受益者代理人を置くことだけを決めた場合には、以後、受益者が各種権限を行使し得なくなることになるので、これにより予期せぬ不具合が起きないようにしなければなりません。

なお、受益者代理人を指定したうえで、就任を留保するという

考えなどもありますが、実務において受益者代理人の使い方にはまだ定見がないと思われますので、今後の議論を注視していきたいと思います。

3 信託の変更の限界

信託の変更についていろいろと述べてきましたが、法律上は、**2**に述べた要件（変更の手続要件）を満たせば信託を変更することができます。しかし、果たして、どこまで自由に内容を変更することができるのでしょうか。信託の変更に限界はないのか（変更の内容要件）という論点があります。

例えば、父親が息子に将来の認知症対策として金銭を信託していた場合、その後その信託契約を認知症対策とは無関係の内容に変更するなどというのがその例です。

信託法においては、「信託行為の定めるところによる」という形で特別の定めを置くことを許容しているものがたくさんあります。信託の変更もその一例です。「信託行為の定めるところによる」と書いてあって何の制限も書かれてないのだから、自由に変更できるのが当たり前ではないか、という意見もあります。一見もっとものようですが、そうとは言い切れない場合もあるので注意が必要です。なお、信託においては「特定委託者」（詳細はP.84）という問題もありますので、注意してください。

この点について、福祉目的から営利目的への信託の変更もあり得るという考え方もあります（寺本昌広著『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』283頁・商事法務）。この考えは、抜本的な変更があった場合には受益者は受益権取得請求権行使し、信託から離脱をすればよいという考え方に基づいています。

もっとも、福祉型信託において、仮にその信託を営利目的に変えようというのであれば、いったんもとの信託を終了して、新たに信

託を設定するのが適切ではないかと思われます。そのため、私見としては、もともとの信託が叶えようとしていた目的を変更するような場合には、それは信託の変更ではなく、新たな信託の設定と捉えて考えるのが適切なのではないかと思います。

コラム 1

信託の変更に関する別段の定めと信託法の適用の関係

信託契約書において変更の定めを置いている場合に、その定めが信託法の適用を排除しているのか、それとも併存的な定めなのかというのを意図的に曖昧にしている場合は別として、そうでない場合にはしっかりとわかるようにしておくことが必要です。

1つの工夫としては、変更できる場合として想定される場合をすべて列挙する、という方法が考えられます。

他の工夫方法としては、「信託法〇条〇項〇号に定める場合のほか」というように信託法の適用ができるることを明記しておくことが考えられます。

まだあまり実務の契約書でこのような対応をしているものを見ることは少ないですが、今後の実務の集積を注意していきたいと考えています。

第2 信託の終了について

1 信託の終了とは

信託は、委託者が、一定の目的のために、受託者に対して、自らの財産の管理や処分の権限を委ねる財産管理・承継の手法です。

そのため、信託自体は未来永劫続くものではなく、その終わりも考えておかないといけません。

この信託が終わる事由のことを、「信託の終了事由」といいます。

もっとも、最初に注意しないといけないですが、終了という言葉からすると、その時点で信託に基づく関係が消滅するような響きがありますが、実際にはそうではありません。信託が終了しても直ちに信託に基づく関係が消滅するのではなく、後述のとおり清算という手続きを経て、はじめて消滅します。この点は、会社における解散と同じようなイメージをしてもらうとよいかもしれません。会社が解散の決議をした場合もその瞬間に会社がなくなるのではなく、その後に清算手続を踏まえたうえで法人格が消滅します。信託も同様の考え方を取っているのは、信託法において、175条以下に清算に関する詳細な定めをおいていることからも明らかです。

以下では、まず信託の終了事由について説明をしたうえで、清算等についても必要な範囲で解説をしていきます。なお、本書において想定しているのは「信託契約」になります（自己信託や遺言信託については必要に応じて言及をしようと思います）。

著者略歴

菊永 将浩（きくなが まさひろ）

弁護士（広島弁護士会）、広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会委員、日弁連信託センター幹事。

国家公務員、地方公務員、金融機関などの勤務を経て、2016年に弁護士事務所を開設し、現在に至る。

現在の業務としては、予防法務に力を入れて取り組んでおり、中でも相続や遺言など高齢者に関する業務などを中心に取り扱っている。

【主な執筆等】

『事例でわかる家族信託契約書作成の実務』（共著、日本法令）

『パッとわかる信託用語・法令コンパクトブック』（共著、第一法規）

成田 一正（なりた かずまさ）

公認会計士、税理士、行政書士。日本税務会計学会相談役。

国税専門官として税務調査に従事後、大手監査法人にて法定監査に従事。その後関連会社で株式公開バックアップや税務関係のサポート。この頃から事業承継対策を専門とする。1989年成田公認会計士事務所を開設、2011年税理士法人おおたかを設立、代表社員に就任、現在特別顧問。

バブル期からの事業承継対策に関わり、特にオーナー経営者との長期にわたる傾向と対策に取り組んでいる。昨今の経営者の高齢化に伴い家族信託の活用を促進している。

【主な執筆等】

『「危ない」民事信託の見分け方』（共著、日本法令）、『信託を活用した相続・贈与・事業承継対策』（共著、同）、『Q&A事業承継自社株対策の実践と手法』（共著、同）、『年度版税制改正と実務の徹底対策』（共著、同）、『民事信託を活用するための基本と応用』（共著、大蔵財務協会）、『税理士が提案できる家族信託 検討・設計・運営の基礎実務』（共著、税務経理協会）、『連載知っておきたい家族信託の税務』（『家族信託実務ガイド』日本法令）ほか。

本多 寿之（ほんだ としゆき）

司法書士、民事信託士、福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員、北九州市立大学法学部非常勤講師。

1996年1月に角田・本多司法書士合同事務所を設立し、現在に至る。

司法書士開業当初から、登記業務のみならず裁判手続など幅広く司法書士の業務を行ってきたが、長年、相続や成年後見の業務を受託してきた経験から家族信託の有用性に注目し、2012年頃からホームページやセミナーで研究した成果の発信を始めた。

実際の案件については、家族信託やその他の手続きを比較、選択あるいは組み合わせるなど、依頼者の問題解決に何が一番適しているかに最も重点を置いて取り組んでいる。